不利益処分の処分基準

処分の内容		児童扶養手当受給資格者の所得による支給の制限（２）
根拠法令及び条項		児童扶養手当法第９条の２
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども給付係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	児童扶養手当の受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは、支給しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成３１年１月１日最終変更）